

【看護師による「特定行為」の包括同意について】

朝倉医師会病院では、厚生労働省が定める「特定行為に係る看護師の研修制度」に基づき、専門的な研修を終了した看護師が、「**特定看護師**」として活動しています。

特定行為とは、医師の指示に基づいて作成した手順書に準じて、看護師が行う「診療の補助」行為であり、厚生労働省が定める行為となっています。

この行為は特定行為研修を終了し、専門的な知識・技術を身に着けた看護師だけが、実践可能な診療の補助です。

特定看護師が特定行為を実践するメリットは、常に患者さんの傍でケアをおこなう看護師が、医療チームの一員として、患者さんの状態に応じ、適切な医療を迅速かつタイムリーに提供することにあります。

患者さん一人ひとりに寄り添いながら、安全で質の高い医療の提供に取り組んでまいります。

特定行為の実施について

当院では、特定行為に係る看護師の研修制度」を終了し、更に病院から実施することの承認を受けた特定看護師が、5行為の特定行為を実施しています。

特定行為区分	特定行為
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換
ろう孔管理関連	胃瘻カテーテルもしくは腸瘻カテーテル又は胃瘻ボタンの交換
創傷管理関連	褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	脱水症状に対する輸液による補正
術後疼痛管理	硬膜外カテーテルによる鎮静剤投与及び投与量の調整

特定行為実施に関する同意について

上記の特定行為実施へのご協力に関しましては、文面による包括同意をもって、ご了承いただいたものとして判断させていただきます。

ご同意いただけない場合は、当該部署の責任者または、患者相談窓口までお申し出ください。ご同意がいただけない場合にあっては、治療および看護上の不利益を被ることは一切ありません。

特定行為実践に関して、ご質問・ご意見・ご相談などございましたら、主治医や看護師にお気軽にお尋ねください。